

「やまなし県央連携中枢都市圏」医療・介護資源情報システム構築及び運用業務についての質問に対する回答

| No | 該当資料名                                   | 頁 | 該当項目                          | 質問内容  | 回答   |
|----|---|---|-------------------------------|---|--|
| 1  | 公募型プロポーザル実施要領                           | 6 | (2) 審査<br>(ウ)                 | 「プレゼンテーションは本市へ提出した企画提案書を用いて行うこと。」とありますが、企画提案書とプレゼンテーション資料は同一の資料でなければならないという解釈でよろしいでしょうか。  | お見込みのとおりです。  |
| 2  | 「やまなし県央連携中枢都市圏」医療・介護資源情報システム構築及び運用業務仕様書 | 3 | 2 資源情報システムの運用<br>ア 基本情報メンテナンス | 「構成自治体より新規、変更・廃止情報の提供があった場合は、受託者で受付のうえ、随時その内容をシステム上に反映させること。」とございますが、機能要件確認書に「権限を付与された利用者は、資源情報の登録を行えること。」と記載がございます。<br><br>介護サービス事業所や医療機関などの公的情報は、仕様書記載の通り、弊社で受付のうえ、新規追加登録作業を行うことでよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。  |
| 3  | 優先交渉権者選考審査基準及び提案書記載項目                   | 1 | 1.3. マネジメント                   | 審査資料に「業務工程表」の記載がありますが、指定様式等はありませんでしょうか。また、該当項目に関しては企画提案書に含まれるものでしょうか。もしくは別紙として提出する書類となりますでしょうか。   | 業務工程表については任意様式とし、企画提案書とは別に作成を求めらるものであるため、企画提案書の頁数には含めません。なお、作成にあたっては次の点にご留意をお願いいたします。<br>・用紙はA3版、横置き、1枚に記載してください。<br>・本市と事業者の役割分担を明示してください。<br><br>また、これを明確化するため、公募型プロポーザル実施要領及び様式6を一部追記し掲載します。  |
| 4  | 「やまなし県央連携中枢都市圏」医療・介護資源情報システム構築及び運用業務仕様書 | 1 | 第3 業務内容<br>1 情報システムの構築        | 本委託業務の主目的として、地域資源の調査とその情報更新が挙げられていますが、そちらについても協力会社への業務委託は可能でしょうか。<br>また可能な場合、協力会社のその他業務との混同を避けるため、仕様書 第3-1(1)-(ウ)に記載のような専門の窓口もしくは業務部門を設置する必要があるといった制約事項はありますでしょうか。                            | 本業務の第三者への委託については、仕様書の第11-7において、「受託者は、本業務の履行を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部について、事前に書面で申請し、委託者の書面による承認を得た場合はこの限りでない。」としているところであり、原則的には受託者において実施していただくことを想定しています。<br>なお、委託者に申請のうえ第三者に委託する場合であっても、仕様書に記載する事項については遵守いただくことが前提となります。                          |
| 5  | 優先交渉権者選考方法                              | 3 | (3) 価格点の採点方法                  | 提案価格の評価については別紙優先交渉権者選考方法に関する資料によるところかと思われます。資料記載上で価格点の上限は10点と記載がありますが、(3) 価格点の採点方法の記載によると、提案価格が提案上限額の85%を下回った場合、30点獲得できるとの記載があります。その場合、技術点および価格点の合計は230点が上限となりますでしょうか。                        | 当該箇所について、記載の誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。なお、技術点・機能点・価格点の合計は変わらず200点となります。<br><br>(誤) 企画提案価格が提案上限額の85%以下の場合は <u>30</u> 点、提案上限額と同額の場合は、0点を付与する。<br><br>(正) 企画提案価格が提案上限額の90%以下の場合は <u>10</u> 点、提案上限額と同額の場合は、0点を付与する。<br><br>また、これに伴い優先交渉権者選考方法を修正し掲載します。 |